

山梨県公報

第千三百七十三号

平成十五年

四月十日

木曜日

目次

使用料の徴収事務の委託	一三五
予防接種の業務を行う医師	一三五
予防接種の業務の承諾を撤回した医師	一三六
保安林の指定の解除の予定	一三六
保安林の指定の予定	一三六
道路の区域変更	一三六
使用料の徴収事務の委託(二件)	一三六
訓令	一三七
山梨県行財政改革推進本部規程	一三七
公告	一三八
特定非営利活動法人の設立の認証申請	一三八
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	一三八
公共測量の実施	一三八
開発行為に関する工事の完了について(三件)	一三八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一三九
監査委員	一三九
監査の結果に基づく措置状況	一三九
公安委員会	一三九
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	一三九
遊技機の型式の検定	一四〇

告示

山梨県告示第二百四十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十五年四月十日

- 一 委託の相手方
山梨県知事 山本 栄彦
- 二 委託に係る使用料
甲府市寿町二十一番一号 財団法人やまなし文化学習協会
- 三 委託の期間
山梨県県民会館(貸室を除く。)及び山梨県立県民文化ホールの使用料
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十五号

山梨県内の各市町村長が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所等で当該業務を行う旨承諾した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山本 栄彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
都倉 昭彦	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地 須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院
志村 光弘	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地 須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院
三枝 修	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地 須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院
平賀 寛孝	北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地 須玉町外一ヶ村病院組合塩川病院
望月 美恵	富士吉田市上吉田六千五百三十番地 国民健康保険富士吉田市直立病院
保坂 裕美	富士吉田市上吉田六千五百三十番地 国民健康保険富士吉田市直立病院
保坂 力	中巨摩郡竜王町篠原二千八百八十九番一号 保坂メディカルクリニック
戸田 貴人	東八代郡八代町高家三百四番一号 八代戸田内科クリニック

山梨県告示第二百四十六号

山梨県内の各市町村長が予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定により行う麻しんの予防接種に協力する旨の次の表に掲げる医師の承諾が撤回された。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所
鈴木 芳郎	北巨摩郡双葉町竜地六千四百四番地一 鈴木内科医院

山梨県告示第二百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
南巨摩郡南部町大字福土字坂下一七八一の一、一七八一の三、一八六七の一
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 保安林の所在場所
北巨摩郡白州町鳥原字城ノ沢四〇五一の一、四〇五二、四〇五三の一、四〇五五、四〇五六、字小滝三八六四から三八六六まで
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字城ノ沢四〇五一の一・四〇五五・四〇五六・字小滝三八六四から三八六六まで（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び白州町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十五年五月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
東山梨郡勝沼町大字等々力字天神道上一七九九番地先から 東山梨郡勝沼町大字休息字子安后一三三七番の一地先まで	八・〇 四六・五	八・〇 四六・五	四五六・〇	四五六・〇

山梨県告示第二百五十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

甲府市緑が丘二丁目八番二号 財団法人山梨県体育協会

二 委託に係る使用料

山梨県緑が丘スポーツ公園の有料公園施設及び設備器具の使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

山梨県告示第二百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 委託の相手方

南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市

二 委託に係る使用料

山梨県立保存民家安藤家住宅の観覧料及び使用料

三 委託の期間

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

訓 令

山梨県訓令甲第十二号

山梨県行政改革推進本部規程を次のように定める。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県行政改革推進本部規程

(設置)

第一条 県民ニーズの多様化及び高度化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会経済情勢に対応し、地方主権の確立を目指した行政改革を推進するため、山梨県行政

政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は、次に掲げる事務を行う。

一 行政改革プログラムの策定に関すること。

二 行政改革の実施に係る重要な事項の決定に関すること。

三 地方分権の推進に係る重要な事項の決定に関すること。

(本部長等)

第三条 本部に、本部長を置く。

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 本部の構成員は、本部長及び別表第一に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部は、本部長が招集し、総理する。

(幹事会)

第四条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、総合政策室長及び別表第二に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、総合政策室長が招集し、掌理する。

(庶務)

第五条 本部及び幹事会の庶務は、総合政策室において行う。

(委任)

第六条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山梨県行政改革推進本部規程の廃止)

2 山梨県行政改革推進本部規程（平成十年山梨県訓令甲第十一号）は、廃止する。

別表第一（第三条関係）

政務理事 出納長 企画部長 総務部長 福祉保健部長 森林環境部長 商工労働観

光部長 農政部長 土木部長 リニア推進長 総合政策室長 県民室長 林務長 地

域振興局長 公営企業管理者 教育長 警察本部長

別表第二（第四条関係）

企画部次長 総務部次長 福祉保健部次長 森林環境部次長 商工労働観光部次長

農政部次長 土木部次長 出納局長 県民室次長 企画課長 人事課長 財政課長

地域振興局企画振興部長 企業局次長 教育次長 警察本部警務部参事官

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年三月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 クレスト
 - 2 代表者の氏名 河野正信
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨市一町田中九百四十五番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、健康な生活を指す人に対して、正しい知識と新しい技術、情報を以って、年代や目的に合った運動指導を中心にして、美容、食事、体のケアなどについて総合的な指導、アドバイスをを行うことを事業とし、充実した生活に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十五年三月二十七日から同年五月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあった年月日 平成十五年三月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 かぶとむし村
 - 2 代表者の氏名 中村清治
 - 3 主たる事務所の所在地 大月市脈岡町奥山千二百九十二番地
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児及び痴呆性老人に対して、デイホームサービス等に関する事業を行い、知的障害児及び痴呆性老人の福祉に寄与することを目的とする。

縦覧期間 平成十五年三月二十四日から同年五月二十三日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成十五年三月二十八日付けで東京都知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 作業種類 東京都縮尺二千五百分の一地形図の新規測量及び修正測量（デジタルマッピング）
- 二 作業目的 都市計画に必要な最新の縮尺二千五百分の一地形図を作成するため
- 三 作業期間 平成十五年四月二十一日から平成十六年十月三十一日まで
- 四 作業地域 北都留郡上野原町、小菅村及び丹波山村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 中巨摩郡昭和町西条新田字村北七二八の一部、七三二及び七三五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市緑が丘二丁目七番九号 相吉正夫

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十五年四月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市新屋字中サス一九三六の一の一部、一九三六の四の一部、一九三六の六の一部、一九三六の九、一九三六の一〇の一部、一九三六の一一、一九三六の一三、

- 一九三六の一四の一部及び字東小倉七二四の五の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市長 武川勉

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十五年四月十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦
南都留郡山中湖村山中字杏木道下九四七の一の一部並びに字萩塚一〇〇四の一部、一〇〇七の一の一部並びに忍野村忍草字古馬場三五九四の一六並びに字季ノ木三六〇四の一の一部及び三六〇四の四の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役 副社長 加藤進平

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事が及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十五年四月十日

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦
中巨摩郡田富町西花輪字村北四〇六三の一、四〇六三の三、四〇六三の四、四〇六三の五、四〇六三の六、四〇六三の七、四〇六三の八、四〇六三の九、四〇六三の一〇、四〇六三の一、四〇六八の二、四〇六八の三、四〇六八の四、四〇六八の五、四〇六八の六及び四〇六八の七
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり
水路	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富

- 町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉三丁目十九番一号 櫻林真也
中巨摩郡昭和町西条百一番地一 有限会社保泉商事 代表取締役 小池保

監査委員

山梨県監査委員告示第五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づく措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。
平成十五年四月十日

山梨県監査委員	勝 敏 夫
同	早 川 正 秋
同	前 島 茂 松
同	宮 原 稔 育

- 山梨県工業技術センター
- 1 監査執行年月日 平成15年1月10日
 - 2 監査対象期間 平成13年度
 - 3 指 摘 事 項 契約に関する事務や、物品管理に関する事務等、財務に関する事務について、いくつか不適切な事務処理があった。
 - 4 講 じ た 措 置 指摘された具体的事項については、早急に改善するとともに、今後は、財務に関する事務のチェックの強化を図り、適正な事務執行に努める。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号
山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年四月十日

山梨県公安委員会	委員長 吉 泉 信 一
山梨県警察の組織等に関する規則	

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一

部を次のように改正する。

別表第三日下部警察署の部山梨市駅前交番の項中、「山梨市上神内川一五六一」を「山梨市上神内川七二の七」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年四月九日までとする。

平成十五年四月十日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型 式 の 概 要		検定番号
		型式名	製造又は輸入業者名	
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRくるんくるん2	株式会社銀座	三〇〇〇八〇
株式会社銀座 代表取締役 伊藤一博 愛知県名古屋市中区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CRびつくりマシン	株式会社銀座	三〇〇〇五五

マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR三国遊義F	マルホン工業株式会社	三〇〇〇八六
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR三国遊義FX	マルホン工業株式会社	三〇〇一〇五
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR三国遊義M	マルホン工業株式会社	三〇〇一二七
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR浮世絵VS2	株式会社ソフィア	三〇〇〇八三
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR浮世絵VS	株式会社ソフィア	三〇〇〇九六
奥村遊機株式会社 代表取締役	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一) 第一種特別電動役物	CR和	奥村遊機	三〇〇〇〇四

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番